

〇一関市危険空家等解体費補助金交付要綱

令和8年3月31日

一関市告示第107号

(目的)

第1 所有者等による危険空家等の解体を促進し、市民の生活環境の保全を図るため、所有者等が自ら行う危険空家等の解体に要する費用に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により、補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する建築物又はこれに附属する工作物（立木その他の土地に定着する物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 危険空家等 空家等のうち、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 別表第1により測定した住宅の不良度評点が100点以上のもの
 - イ そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある状態若しくは衛生上著しく有害となるおそれのある状態又は適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの
- (3) 専用住宅 専ら居住の用に供する建築物をいう。
- (4) 併用住宅 延べ面積の2分の1以上を専ら居住の用に供し、かつ居住の用に供する部分以外の部分を有する建築物をいう。
- (5) 解体工事 危険空家等を解体、撤去及び処分するための工事をいう。

(補助対象空家等)

第3 補助の対象となる危険空家等（以下「補助対象危険空家等」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 用途が専用住宅又は併用住宅であること。
- (2) 故意に破損させたものでないこと。
- (3) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっているものでないこと。

(交付対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 補助対象危険空家等の所有者又は相続人

- (2) 補助対象危険空家等が複数人の共有である場合、当該共有者全員から補助対象危険空家等の解体工事について同意を得ている者
 - (3) 補助対象危険空家等に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利を有する者から補助対象危険空家等の解体工事について同意を得ている者
 - (4) 交付対象者を含む世帯全員が市税等を滞納していない者
 - (5) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でない者
- （補助対象工事）

第5 補助金の交付の対象となる解体工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象危険空家等の全部を解体する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店若しくは支店又は営業所等を有する事業者が施工するものであること。
- (2) 規則第7条の規定による交付決定を受けた日以降に着手し、かつ補助金の交付を受けようとする年度の末日までに完了するものであること。
- (3) 国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていないものであること。

（補助対象経費）

第6 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、家財道具等の撤去、運搬及び処分にかかる費用を除く。

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（提出書類及び提出期日）

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（申請の取下げ期日）

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内とする。

（報告、調査及び指示）

第10 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、関係書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

（補則）

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第2関係)

評定区分		評定項目	評定内容	不良度 評点	最高 評点
1	構造一般 の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	③ 基 礎、土 台、柱 又はは り	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又 は避難上 の構造の 程度	⑥外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

別表第2（第8関係）

条項	提出書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 一関市危険空家等解体費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	2 補助対象危険空家等の位置図		1部	
	3 補助対象危険空家等の現況写真		1部	
	4 補助対象工事の見積書及び内訳明細書の写し		1部	
	5 相続関係を証明する書類（申請者が相続人の場合に限る。）		1部	
	6 補助対象危険空家等の登記事項証明書又は固定資産課税明細書の写し		1部	
	7 申請者を含む世帯全員（納税義務者に限る）の前年度の納税証明書		1部	
	8 誓約書兼同意書	第2号	1部	
規則第13条第1項の規定による書類	1 一関市危険空家等解体費補助金交付請求書	第3号	1部	別に定める。
	2 一関市危険空家等解体工事完了実績報告書	第4号	1部	
	3 補助対象工事に要した経費の領収書の写し		1部	
	4 補助対象工事施工後の写真		1部	

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ）

一関市危険空家等解体費補助金交付申請書

一関市危険空家等解体費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

危険空家等	所 在 地	一関市
	所 有 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の親族（申請者との関係： ） 住所： 氏名：
	種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
工 事 費 (見積金額)	全 体 工 事 費	円
	補 助 対 象 経 費	円…①
補 助 申 請 額	①×4/5（1,000円未満切り捨て）※上限50万円 円	
工 事 期 間（予 定）	年 月 日 ～ 年 月 日	
施 工 業 者	所 在 地	
	事 業 者 名	

当該申請に当たり、建築物の不良度を判定するため職員が当該危険空家等の敷地内に立ち入ることについて

承諾します 承諾しません

(添付書類)

- (1) 補助対象危険空家等の位置図
- (2) 補助対象危険空家等の現況写真
- (3) 補助対象工事の見積書及び内訳明細書の写し
- (4) 相続関係を証明する書類（申請者が相続人の場合に限る。）
- (5) 補助対象危険空家等の登記事項証明書又は固定資産課税明細書の写し
- (6) 申請者を含む世帯全員（納税義務者に限る）の前年度の納税証明書
- (7) 誓約書兼同意書（様式第2号）

一関市長 様

申請者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印すること。）

誓約書兼同意書

私は、一関市危険空家等解体費補助金の交付の申請に当たり、次に掲げることを誓約し、同意します。

- 1 申請書（添付資料を含む）の内容に虚偽がないこと。
- 2 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でないこと。
- 3 補助対象危険空家等が複数人の共有である場合、危険空家等の解体工事の実施について、危険空家等の所有者の全員から同意を得ており、本件に係る苦情の申立て等がなされた場合は、私の責任及び負担において解決すること。
- 4 補助対象危険空家等に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合、危険空家等の解体工事の実施について、当該権利を有する者から同意を得ており、本件に係る苦情の申立て等がなされた場合は、私の責任及び負担において解決すること。
- 5 補助金の交付を受けた後であっても、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号）第15条各号に該当することが判明したときは、市に補助金を返還すること。

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名

一関市危険空家等解体費補助金交付請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった一関市危険空家等解体費補助金について、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座		

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名

一関市危険空家等解体工事完了実績報告書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった一関市危険空家等解体費補助金について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補 助 金 交 付 決 定 額		円
工 事 費	全 体 工 事 費	円
(実績額)	補 助 対 象 経 費	円
工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日

(添付書類)

- (1) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し
- (2) 補助対象工事施工後の写真